

決裁・供覧

件名	行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項に基づく不開示決定について (豊中市野田町1501番)				文書番号 近財統－1第189号	
	別紙1参照					
起案	起案日	平成30年2月19日		受付日		
	部署	財務省 近畿財務局 管財部 統括国有財産管理官1		決裁 決裁処理期限日		
				決裁 決裁日	平成30年2月21日	
	起案者	[REDACTED]		施行 施行処理期限日		
	連絡先			施行 施行日	平成30年2月23日	
				施行 施行先	【受信者】 [REDACTED]	
	分類名称 大分類	平成29年度行政文書開示請求		施行 施行者	【発信者】 近畿財務局長	
	中分類	開示決定等		施行 取扱上の注意		
	名称(小分類)	決裁文書		格付け 機密性格付け	2	
	取扱い区分 秘密区分	なし		格付け 取扱制限		
	秘密期間終了日		格付け 行政文書保存期間	特定日以後5年		
	指定事由		格付け 保存期間満了時期			
決裁・供覧欄						
備考欄	文書日付：平成30年2月23日					

決 裁 ・ 供 覧 欄	近畿財務局 総務部 岸山 敏浩（総務部長）【済】
	近畿財務局 総務部 中尾 直樹（総務部次長）【済】
	近畿財務局 総務部 総務課 小西 慶典（総務課長）【済】
	近畿財務局 総務部 総務課 [REDACTED]（課長補佐）【済】
	近畿財務局 総務部 総務課 [REDACTED]（文書係長）【後閲】
	近畿財務局 総務部 総務課 情報管理係 [REDACTED]（情報管理係長）【済】
	近畿財務局 管財部 楠 敏志（管財部長）【済】
	近畿財務局 管財部 小西 真（次長）【済】
	近畿財務局 管財部 管財総括第一課 山田 修司（管財総括第一課長）【済】
	近畿財務局 管財部 管財総括第一課 [REDACTED]（国有財産総括専門官）【後閲】
	近畿財務局 管財部 管財総括第一課 [REDACTED]（国有財産管理官）【済】
	近畿財務局 管財部 統括国有財産管理官 1 塩垣 勉（統括国有財産管理官）【済】
	近畿財務局 管財部 統括国有財産管理官 1 [REDACTED]（国有財産管理官）【済】
	近畿財務局 管財部 統括国有財産管理官 1 [REDACTED]（国有財産管理官）【同報】

平成30年1月24日付で受付した行政文書開示請求書については、別添「情報公開事務審査票」のとおり行政文書が不存在であるため、別案により開示請求者に対して通知してよろしいか。

(請求のあった行政文書の名称)

- ・平成26年4月前後に、学校法人森友学園側から提出された「籠池泰典氏と妻諄子氏、安倍昭恵氏の3人が写った写真」かそのコピー
- ・上記の時のやりとり内容が分かる文書（応接記録、相談記録、報告メモ、それらに相当する文書）

伺
い
文

行政文書不開示決定通知書

様

近畿財務局長 美並義人

平成30年1月22日付（平成30年1月24日受付）の行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 不開示決定した行政文書の名称

- ・平成26年4月前後に、学校法人森友学園側から提出された「籠池泰典氏と妻諄子氏、安倍昭恵氏の3人が写った写真」かそのコピー
- ・上記の時のやりとり内容が分かる文書（応接記録、相談記録、報告メモ、それらに相当する文書）

2 不開示とした理由

行政文書不存在のため

＊この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、財務大臣に対して審査請求をすることができます。

（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

＊ 担当課等

（問い合わせ先） 近畿財務局 総務部 総務課

TEL：06-6949-6390

（文書主管課） 近畿財務局 管財部 統括国有財産管理官（1）

TEL：06-6949-6386

請求者等の住所（所在地） 及び氏名（名称）	住 所	〒 [REDACTED]		
	氏 名	[REDACTED]		
	電 話			
	備 考	連絡先： [REDACTED] 住所： [REDACTED]		
請求に係る行政文書の件名	・平成26年4月前後に、学校法人森友学園側から提出された「籠池泰典氏と妻諄子氏、安倍昭恵氏の3人が写った写真」かそのコピー ・上記の時のやりとり内容が分かる文書（応接記録、相談記録、報告メモ、それらに相当する文書）			
受 理 年 月 日	平成30年1月24日			
主 管 課 等	・管財部 統括国有財産管理官（1） ・担当者 [REDACTED] 内線 [REDACTED]			
開示請求書の補正を要した場合の日数等	補正に要した日数 0日（決定期限予定 2月23日）			
決 定期間延長通知書の 送 付 日 等	送 付 日	平成 年 月 日		
	延長理由			
	延長期限	平成 年 月 日（延長期間 日）		
期 限 延 長 の 特 例	送 付 日	平成 年 月 日		
	延長理由			
	延長期限	平成 年 月 日（延長期間 日）		
第三者情報の調査手続 （意見書提出に係る適用条項 法第13条第1項 任意 法第13条第2項 必要	照 会 先			
	内 容			
	照 会 日			
	回 答 日			
	結果通知			
事 案 の 移 送	移 送 先		移送年月日	
開示判定等審査委員会	開催日・	平成 年 月 日		
	結 果			
本省地方課への照会	概 要	平成 年 月 日		
開 示 可 否 の 決 定 等	1 開示 2 一部開示 3 不開示 4 存否 ⑤ 不存在	[理由] 行政文書不存在のため		
決 定 書 等 の 送 付	平成 年 月 日			
開 示 の 実 施	実 施 日	平成 年 月 日		
	手 数 料	閲覧 件 円	写し 枚 円	
	郵 送 等	有・無	送付に要する費用	未・済（受領日・・・円切手・証票）
備 考				



平成30年1月22日

近畿財務局長 殿

(フリガナ)

氏名又は名称 (法人その他の団体にあってはその名称及び代表者の氏名)

住所又は居所 (法人その他の団体にあっては主たる事務所等の所在地)

連絡先 (連絡先が上記の本人以外の場合には、連絡担当者の住所・氏名・電話番号等)

TEL (FAX)

行政機関の保有する情報の公開に関する法律 (平成11年法律第42号) 第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり行政文書の開示を請求します。

記

1 請求する行政文書の名称等

(請求する行政文書が特定できるよう、行政文書の名称、請求する文書の内容等をできるだけ具体的に記載してください。)

平成26年4月前後に、学校法人科友学園側から提出された「龍池希典氏と妻詩子氏、安倍昭恵氏の3人が写った写真」の写し。
・上記の時のやりとり内容が分かる文書 (応答記録、相談記録、報告メモ、これらに相当する文書)

2 求める開示の実施の方法等 (本欄の記載は任意です。)

ア又はイに○印を付してください。アを選択された場合は、その具体的な方法を記載してください

ア 事務所における開示の実施を希望する。

<実施の方法> ① 閲覧 ② 写しの交付 ③ その他 ()

<実施の希望日> 平成 年 月 日

○ 写しの送付を希望する。(※別途郵送料が必要です。)

開示請求手数料	収入印紙	金額 円
行政文書1件につき300円	近畿財務局接受 30.1.24 総第118号	領収証書番号

*この欄は記入しないでください

担当課等	部 (所)	課	TEL	(内)
備考				